

## 教職員の懲戒処分について

令和元年7月12日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県西部 公立中学校 教諭 (52歳)	戒告	<p>平成30年5月下旬から同年11月3日にかけて、当時の所属校の女性教諭に対して、複数回にわたり性的な内容の発言や不適切な発言を行ったことにより、同女性教諭に不快感や嫌悪感を与えた。</p> <p>また、勤務時間外に業務に係る内容等のメールを複数回にわたり送信したことにより、同女性教諭に負担感を与えた。</p> <p>その結果、同女性教諭が長期にわたり勤務できない状況を生じさせた。</p> <p>これらの行為のうち性的な内容の発言については、セクシュアル・ハラスメントに該当するとともに、他の行為についても不適切な行為であり、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうもので、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

## 【担当】

教職員課 小中学校人事係長

(電話) 082-513-4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp